

## 目次

特集 ..... 1

### 幼小連携の充実に向けて現場が取り組むべきこと

白梅学園大学子ども学部教授 無藤 隆

データから見る幼児教育 ..... 6

### 幼小連携の現状と課題

「第1回 幼児教育・保育についての基本調査(幼稚園編)」より

座談会 ..... 11

### 実りのある幼小連携に向けて

小学校校長が考える、幼稚園との連携の必要性とその方策

林 恵子 (台東区立田原小学校 校長、台東区立田原幼稚園 園長)

増田 進 (市川市立行徳小学校 校長)

【コーディネーター】

磯部 頼子 (ベネッセ次世代育成研究所顧問)

現場の実践紹介① ..... 16

### 園児と児童の主体性を大切に、お互いが学び合う交流を

品川区立 平塚幼稚園・品川区立 平塚小学校

現場の実践紹介② ..... 20

### 幼小の“段差”をなめらかな“坂道”へ

学校法人 長津田学園 ながつた幼稚園・横浜市立 いぶき野小学校

今回の幼稚園教育要領の改訂の重点のひとつとして幼稚園教育と小学校教育の連携があります。それを受けて、幼稚園と小学校ではどのような取り組みをすればよいのでしょうか。中央教育審議会幼稚園教育専門部会で主査を務められた無藤 隆先生にお話を伺いました。



## 特集

# 幼小連携の充実に向けて現場が取り組むべきこと

## 無藤 隆

(白梅学園大学子ども学部教授)

## 芽生えの教育としての幼稚園教育

幼稚園教育要領の改訂において、家庭との連携・支援と共に強調されていることが幼稚園と小学校との連携です。幼小連携は、今後の幼稚園教育に欠かせない取り組みとなりました。合わせて、保育所保育指針の改定でも同様の小学校との連携の趣旨が盛り込まれています。また、小学校の学習指導要領でも幼児教育との連携が強化されています。これは単に学校種の間をつなぐをスムーズにするということを超えて、幼児教育の公教育としての意義を明確にし、誰もが幼児教育を受け、その成果をもって小学校に進学し、さらにその後の教育へと進んでいくということを受けています。

改正された学校教育法において、幼稚園は「義務教育及びその後の教育の基礎を培うもの」と規定されました(第22条)。これは、小学校から始まる読み書きなどを先取りして教えるという意味ではありません。幼児期にふさわしい活動や体験を通し、生涯にわたる成長の基礎を培うのが幼稚園の役割であることを示したものです。

そのことを「芽生えの教育」と呼ぶことが出来ます。幼児期にふさわしい教育を

行いつつ、それが同時に次の時期への芽となるようにするという意味です。幼児期には思考力、道徳性や規範意識、表現においてもすべての始まりが見られますが、その完成体ではありませんし、組織的明示的な指導によって学習活動を推進するところでもありません。幼稚園は幼児らしい活動をしなが、そこに暗黙のうちに出現してくる次の時期へ伸びようとする力を育てるところなのです。

その意味で、幼小連携の充実に向けてまず取り組むべきことは、幼児教育そのものの充実を図ることです。幼児期にふさわしい活動を行って、そこから伸びようとする芽を育てるのです。

そのような基礎を培うために重要なポイントは、新しい幼稚園教育要領でも示されました。いくつかの点を挙げてみましょう。

第一は協同性の育成です。子どもたちに共通の目的を見出させて、その実現に向けて協力しながら試行錯誤させるというものです。そこで大事なことのひとつは、子どもたちの自発的発想や発意が必要だということです。そうあってこそ、子どもの工夫が出てきます。また、共通の目的がまだ実現していないということ、また、影もかたもないということに意味があります。子どもたちにイメージはあるでしょうから、それを具体化して、どういったものを作るかを共有し、また構想を練る必要があります。それを目指して子どもたちが互いに協力し分担しながら活動を進めていきます。当然どうすればよいか困ることも多いでしょうが、その都度、話し合い、保育者の支援を受けながら行うことで、協力するとはどういうことかを学ぶのです。それは年長の後半の時期に想定されていますが、それを可能にするため、3歳からの丁寧な指導が不可欠です。

第二は規範意識の芽生えについてです。ルールを知り、ルールを守ることを通して、自分の気持ちを調整する力を身に付けられることが求められています。子どもたちが自分のやりたいことをやろうとして、互いに衝突が生まれることがあります。そこで折り合いをつけて、ものの取り合いなら半分に分けたり、順番に使ったり、一緒に遊びにもっていったりしなければなりません。それがうまくいくには、共通のルールや約束事が必要です。例えばごっこ遊びで「お母さん」役は大勢はいらないので、そのごっこの約束の範囲で「おねえさん」役を入れるのは、子どもたちがつくるルールがあるからです。そうは言っても、自分がやりたい気持ちが収まるとは限りません。不満があり、葛藤があります。そこで自分の気持ちを調整し、次の機会にやらせてもらうとか、サブの役だけれど工夫をしながら面白くするなどすればいいのです。

第三に、体験の多様性・関連性に基づく指導を進めることです。子どもの心を動かす体験を数多く可能にするとともに、それらの体験に関連性をもたせるようにします。保育者が用意するのは活動ですが、そこで子どもはそれぞれに体験をしています。体験とは子どもの内面が活動を通して生き生きと動き、そこでかかわる事柄や対象との関係が**ぼう**変貌することを指しています。その**ぼう**変貌に特に注目し、そのような体験を成立させることが指導のねらいです。それが教育課程として意味をなすようにするには、体験が次の活動を導き、そこでの体験と結びつき、子どもの育ちの流れを生み出すようにしていきます。



第四に、園の環境の再検討を行います。屋内外の環境が教材として、どのような潜在的な価値をもつかを再検討するのです。環境を通しての保育とは、単に子どもをどこかに置いて自発的な活動を仕向けられれば可能となる、ということではないのです。環境に置かれた人や物から価値ある学びを得られるように、何を置くか、どうかかわればその価値が引き出せるかを保育者は前もって検討しておきます。改めて自分の園の環境を見直し、どんな学びの価値をもっているか、それを引き出すための活動にはどんなことがありうるか、そこで深い体験が出来るようにするために子どもの主体的な活動をどのようにして可能にするかを考えていきます。

以上の視点から、各園の保育を見直してみてください。それぞれの要素の改善が幼稚園での学びを充実させて、小学校入学後の子どものスムーズな成長へとつながるのです。次に、その小学校へのつながりを特に取り上げて、どう進めたらよいかを整理します。

## 幼小連携は子ども同士の交流から

子ども同士の交流は何より、幼児にはあこがれを、小学生には世話をし導く経験を用意するものです。特に幼児は年齢が上の子どもがしていることを見て、そうやってみたいと思い、試していきながら、自分のものにしていきます。ところが、年長になると、上の子どもに出会う機会がほとんどありません。その意味ではたまに会うのではなく、あこがれ、モデルとして学び、まねできるように、何度も交流をする必要があります。異年齢の交流なので、進学先にこだわらず、近隣同士は頻りに、遠いところは時々でもよいでしょう。もちろん、幼保、公私双方を含めるべきものです。

交流にあたっては、必ず相互にとっての教育的意義・ねらいをはっきりさせ、対応しながら相互の指導計画を作ります。交流場面と単独で自校・自園で行う活動を

無藤 隆 (むとう たかし)  
白梅学園大学子ども学部教授。  
お茶の水女子大学生生活科学部教授  
などを経て現在に至る。中央教育  
審議会では教育制度分科会、初等  
中等教育分科会などで委員として  
活躍。専門は発達心理学・教育心  
理学、幼児教育・学校教育。著書  
に『ここが変わった! NEW幼稚園  
教育要領・保育所保育指針 ガイ  
ドブック』(フレーベル館)、編著  
に『THE保育—101の提言』(フレ  
ーベル館)など。



織り交ぜるとよいでしょう。それを年間計画に位置づけます。その際、繰り返し会い、子ども同士が親しくなり、互いを理解できるようにします。

## 教師と保育者の交流を深める

幼保の保育者と小学校側の教師は保育・授業をともにつくる中で相手への尊重心と共に理解を進めていきます。相手を理解し、相手から学ぶという姿勢が大切です。相互に意味のあることをしていますが、発達の段階の違いにより、そのやり方が異なるという理解です。その上で、こういった意味で今のようなやり方をしているかを学びます。

具体的には、打ち合わせの時間を前もって確保することが必要です。それぞれ忙しいので、前もって時間を入れておかねばなりません。また、共に研修・勉強会を行うのですが、なるべく参観を含めていきます。その参観は1時間のみならず、朝から帰りまでの全容を知るように努めます。解説をつけてもらうとさらに理解が深まります。もっと踏み込めば、互いに参加してチーム保育・授業を行うとか、さらには、人事交流を進め、体験的な理解につなげていきます。

## 幼小の間の情報交換

幼保での子どもの様子を小学校に伝え、指導の参考にしてもらうのが「指導要録」の送付です。正確に言うと、幼稚園の指導要録は教育課程の成果の記録であり反省のためのものです。その年長児のものを小学校に送り参考にもらいます。保育所保育指針においては、保育所児童保育要録を小学校への参考資料としてまとめて送ります。いずれにせよ、小学校側から見れば、幼保の双方から来るので、どの子



どもについても幼児期の情報が手に入ることになります。なお、これは個人情報保護法の例外規定になります。今後、小学校低学年で学級崩壊や学級の混乱などが生じて、小学校としてしかるべき情報を手に入れて、対応した指導をきちんと行っているかという責任が問われることになります。

実際には要録の情報だけではよく分からないところも多いので、担当者同士が顔を合わせて話し合うことも増えてきました。幼保小の合同の協議会を設置して、日ごろから、または年度末などに話し合いをします。

## 一貫したカリキュラムへ

幼小のなめらかな接続を実現するためには、幼稚園から小学校への学びの連続性を考えたカリキュラムのつながりをつくる試みも大切です。特に三つの軸で考えてみてはどうでしょうか。

第一が自己と社会性の育ちの軸です。自己抑制・気持ちの調整の成長を核とします。道徳、特別活動などへと発展させていきます。

第二が学びの芽生えの軸です。体験の多様性・関連性から学びの筋道をつくり出します。後々に教科の内容の芽生えとなる感覚を養い、発達の流れを幾筋も育てます。幼児教育は芽生えの教育であり、教科などの教育の体験的基盤となるところなのです。

第三は協同性の育ちの軸です。幼児期の協同的な遊び・学びの活動から、小学校の授業での活動の基本と生活科その他の活動へと発展させていきます。

## 接続期カリキュラムを作る

5歳の後半から小学校1年生前半の移行を徐々にステップを踏んで進める必要があります。互いに調整しつつ指導体制・活動内容・指導事項をいつ導入するかを個別に幼保小が集まる中で検討します。地域や家庭、またその地域の幼稚園や保育所の特徴によって具体的な内容は変わっていくでしょう。小学校における適応指導や生活科を中心としたスタート・カリキュラムへとつなげます。その際、小学校1年生の4月・5月の授業の単位時間や活動内容を幼児期からの流れを意識して組み立てますが、同時に幼児教育の年長3学期あたりを中心に小学校に向けての指導を加えます。

以上に述べたように、幼小連携に向けてまず充実させるべきは、幼児期にふさわしい活動を通した幼児教育そのものの充実にはかなりません。そして、幼稚園と小学校の連携のみならず、保育所も加えた三者の連携を進め、幼児期の教育の成果が、小学校に進学しその後の教育につながっていくことが大切と言えるでしょう。